

耐震診断費・耐震改修費・ブロック塀等撤去費などの補助

■住宅の耐震診断 (法人可。空き家は除く)

●木造住宅の無料耐震診断 ID242

対 次の全てを満たす住宅の所有者

- ①木造2階建て以下の在来軸組構法および伝統構法による一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工
- ③自己居住または貸家 (居住者の同意が必要)

●非木造住宅耐震診断費の補助 ID240

対 次の全てを満たす住宅の所有者

- ①木造以外の一戸建て住宅、併用住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工
- ③自己居住または貸家 (居住者の同意が必要)

限度額 9万円

■ブロック塀等撤去費の補助 ID210

対 次の全てを満たすブロック塀などの所有者または管理者 (法人も可)

- ①コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材、その他これらに類する材料を用いたもの
- ②高さが1m以上で道路などに倒壊する恐れのあるもの (全撤去)

限度額 20万円

申 5月7日(木)～11月30日(月)に、市ホームページを確認の上、建築課 (☎32-1418) へ

他 予算がなくなり次第受け付けを終了します

■住宅の耐震改修費などの補助 ID234

耐震診断の結果、「一定の基準を満たさない」と診断された木造住宅、「安全でない」と診断された非木造住宅の耐震改修費などを補助します。



■住宅瓦屋根の耐風診断、耐風改修費の補助 ID3851

●住宅瓦屋根の耐風診断

限度額 2万1,000円

●住宅瓦屋根の耐風改修

耐震性を有することが確認された既存住宅で耐風診断の結果、告示基準に適合しない住宅の瓦屋根について耐風性能を有する屋根にふき替える工事費を補助します。

限度額 55万2,000円

対 令和3年12月31日までにふいた瓦屋根の住宅の所有者 ※法人も可。スレート屋根、金属屋根は除く



空き家スッキリ補助金

空き家の活用を推進するため、空き家バンクなどに掲載されている空き家の残置物の片付けや適正管理に要する費用の一部を補助します。

対 市内にある個人が所有する一戸建ての空き家

限度額 5万円

申 令和9年3月31日(木)までに、ID5476 を確認の上、建築課 (☎32-1418) へ

住宅省エネ改修費の補助

対 次の事業を行う住宅を所有する方または共同住宅の管理組合

事業内容

- ①開口部 (窓またはドア) 2カ所以上の断熱改修
 - ②外皮 (外壁、屋根・天井、床) の断熱改修
 - ③その他設備の効率化 (エコキュートなど)
- ※②③は①と併せて行う場合のみ

限度額 70万円

申 5月7日(木)～11月30日(月)に、ID4745 を確認の上、建築課 (☎32-1418) へ

他 5月7日(木)に申請者多数の場合は抽選

大雨・河川の氾濫による浸水対策など

5月15日～21日は流域治水推進週間です。河川の改修や雨水を貯める施設を増やすなど、流域全体での取り組みを流域治水と言います。雨水を一時的に貯め、地下に浸透させる機能を持つ田畑が減少したことで、雨水が短時間で大量に河川や水路へ流れ込むようになり、洪水が起こる危険が高まっています。雨水を貯める雨水タンク(雨水貯留槽)や雨水を浸透させる浸透升をご自宅に設置し、流域治水の推進にご協力をお願いします。

問 治水課 ☎32-1389



▲雨水タンク

雨水流出抑制施設設置費用の補助制度

ID18 申請紙ダウンロード可

対 ①雨水タンク(雨水貯留槽)…市内の宅地および雑種地などに貯留量が100ℓ以上のものを設置する方

②浸透升…市内の宅地および雑種地などに内径が150mm以上のものを設置する方

補助金額 購入・設置費の3分の2 (限度額10万円)

申 申請紙に記入の上、持参または市ホームページの申込フォームで治水課へ

他 設置前に申請が必要

防水板設置費用の補助制度

ID23 申請紙ダウンロード可

対 市内の建物や敷地の出入り口に、防水板を設置する方

補助金額 購入・設置費の2分の1 (限度額20万円)

申 申請紙に記入の上、持参または市ホームページの申込フォームで治水課へ

他 設置前に申請が必要

道路・公園の損傷通報システム「いなレポ」

道路・公園の損傷や不具合などを発見した際は、スマートフォンなどから手軽に通報できる市民通報システム「いなレポ」から情報提供をお願いします。

他 使い方など詳しくは、ID143 で確認してください

問 道路について

…用地管理課 ☎32-1379

公園について

…都市整備課 ☎32-1372



住宅用火災警報器の取り付けを支援します

住宅用火災警報器を取り付けることが困難な世帯を対象に、消防員がお宅を訪問し、無料で取り付けのお手伝いをします。

対 65歳以上の方のみで構成される世帯、または身体障害者手帳の交付を受けている方など、自ら取り付けなどを行うことが困難であると消防長が認める世帯

他 支援条件や申請方法など詳しくは、ID3809 で確認してください

問 消防本部予防課 ☎22-2114



事業所の増改築、テナント入居などは消防本部に相談を

ID4716

消防法令違反の是正を推進しています。違反の原因の多くが、建物の増改築、用途・間仕切りの変更を行った際に発生しています。

建物の改修・変更を行う際は、消防本部へ事前相談をし、建物が消防法令違反とならないようにしてください。建物の防火安全向上や改修後の思わぬ出費・トラブルの防止につながります。

問 消防本部予防課 ☎22-2114